

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認を受けて積み立てた積立金に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市学校教育振興基金に関する条例(昭和49年浜松市条例第9号。以下「条例」という。)のうち、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分において、基金に積み立てることを条件に国庫納付金を免除され、承認を受けたことにより積み立てる積立金(以下「積立金」という。)の取扱いについて、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 積立金は、市立学校(市立幼稚園を含む。以下「市立学校等」という。)の施設整備に要する経費に充てるために基金に積み立てるもので、その額は、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分において、学校の施設整備に要する経費に積み立て、運用することを条件に国庫納付を免除された納付金相当額とする。

(経理)

第3条 積立金は、他の勘定と区分して経理するものとする。また、基金の運用により生じた収益についても同様とする。

(処分)

第4条 積立金は、市立学校等の施設整備に要する費用の財源に充てる場合を除き、処分してはならない。

(保管)

第5条 積立金の管理状況を明らかにした帳簿を整備し、財産処分に関する書類に準じて保管するものとする。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。